

令和3年度 介護職員等特定処遇改善加算について

【特定加算の取得状況】

- ①加算取得期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日（12か月間）
- ②処遇改善方法：月額手当として支給
年度末に特定処遇改善手当として支給（令和4年3月に支給予定）
※支給額については、定められた配分率を基準に、職員の勤務状況、業績、人事考課等の評価を基に、各個人別に決定する。
- ③グループ分け：①経験・技能のある介護職員（グループ1）
②上記以外の介護職員（グループ2）
③その他の職種（グループ3）
の3つのグループ分けとする。
- ④経験・技能のある介護職員の基準設定：
介護福祉士資格を有し、当法人での勤続年数が令和3年度の加算算定開始日の前日（令和3年3月31日時点）において10年以上の介護職員とする。
- ⑤令和3年度の特定加算見込額：15,679,320円
- ⑥令和3年度の賃金改善見込額：16,000,000円
- ⑦平均改善額（見込額）：グループ1 年間合計で平均180,000円程度
グループ2 年間合計で平均160,000円程度
グループ3 年間合計で平均80,000円程度
※上記金額はグループ毎の平均改善額であり、各個人の支給額は個別に決定する。

【賃金以外の処遇改善に関する取り組み】

- 職員健康診断の内容を充実させ、職員の健康管理面を強化している。
- ①令和元年度より血液検査及び心電図検査を全職員対象として実施している。
 - ②特定業務従事者健康診断については、要観察者を対象として血液検査及び心電図検査を追加実施している。